

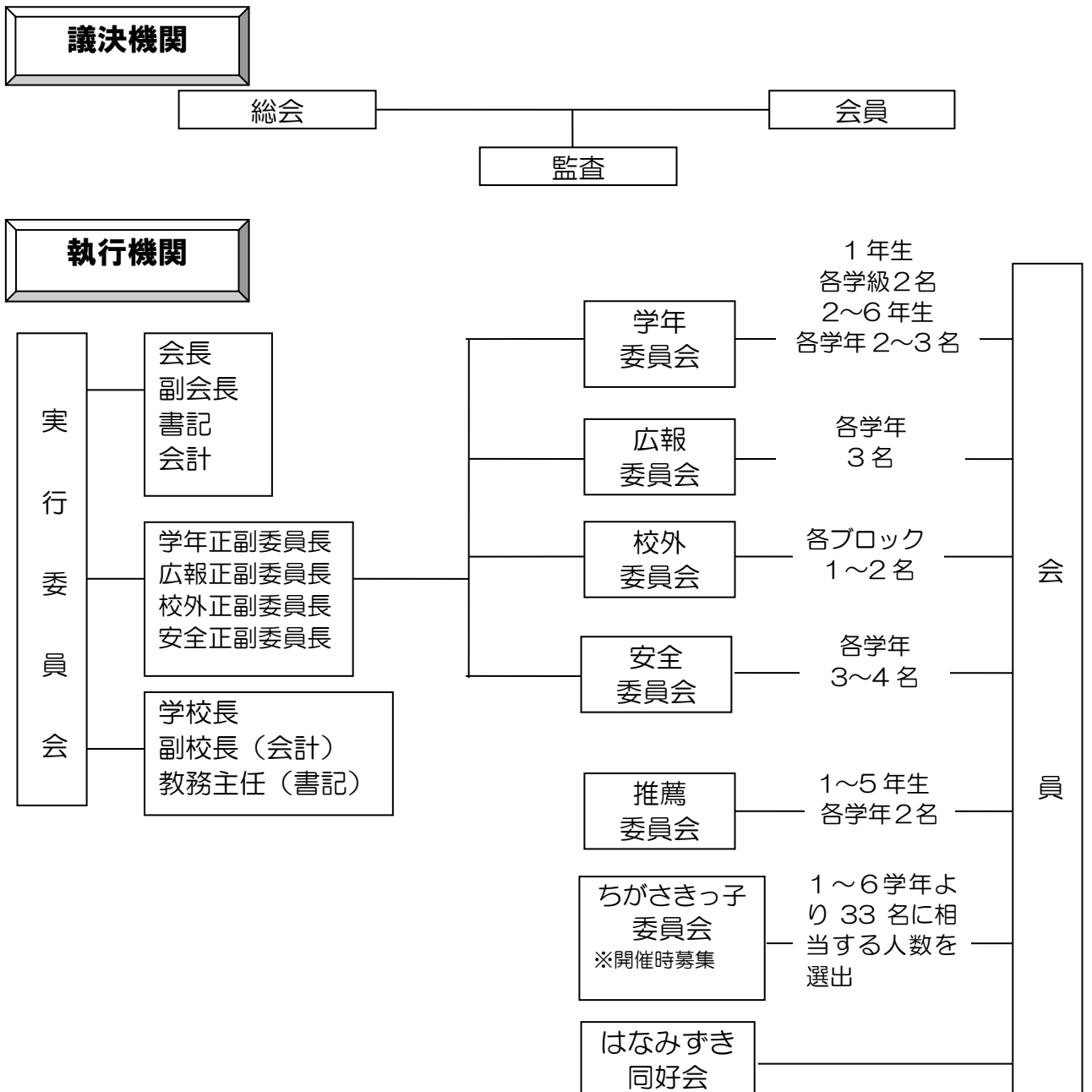
# PTAとは

PTAの語源は、保護者（Parent）と教職員（Teacher）の会（Association）の頭文字をとったものです。茅ヶ崎小学校PTAは、任意団体です。

## 茅ヶ崎小学校PTA組織図

PTA組織は、議決機関と執行機関の2つに分けられます。

- 議決機関とは・・・PTA活動の基本的な規約・事業計画・予算を決定します。  
全会員が集まり開かれる総会がこれにあたります。
- 執行機関とは・・・総会の決定に基づき実際の業務を行います。  
各委員会活動がこれにあたります。



# 茅ヶ崎小学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、横浜市立茅ヶ崎小学校 PTA といひ、事務所を茅ヶ崎小学校に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、児童の健全な成長と幸福を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図り教養を高め、よい保護者よい教職員となるよう努める。
- (2) 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の心身の健全な発達を図る。
- (3) 学校および地域における児童の生活環境を良くする。
- (4) 国際理解に努める。
- (5) その他、本会の目的を達成するための活動を行う。

## 第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 学校教育に対する正しい理解をもって、建設的な協力活動をする。
- (2) 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。
- (3) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また、営利を目的とするような行為は行わない。

## 第4章 会員

第5条 本会の会員となることができる者は、次の通りとする。

- (1) 本校に在籍する児童の保護者。
- (2) 本校に勤務する教職員。
- (3) 会員は、会費を納める者とする。
- (4) 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

## 第5章 会計

第6条 本会の活動に要する経費は、会費、その他の収入によって支弁される。

- (1) 会費は一世帯につき、月額300円とする。
- (2) 会員で特別な事情があるときには、実行委員会の承認を得て、会費の一部または全額を免除することができる。

第7条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第8条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

## 第6章 役員

第10条 本会の役員は、次の通りとする。

会長	1名(保護者)
副会長	2名(保護者)
書記	3名(保護者2・教職員1)
会計	3名(保護者2・教職員1)

第11条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、同じ役職にあることが、連続3期を超えてはならない。(教職員の場合には、この限りではない。)

- 第12条 役員の選出は推薦委員会において行い、総会または書面により会員の承認を得る。書面による承認については第19条及び第20条を準用する。但し、任期途中で会長に欠員を生じたときには、実行委員会に諮り、副会長が昇格する。会長以外の役員に欠員が生じたときには、実行委員会が補充役員を選出することができる。補充役員の任期は、欠員を生じた役員の残任期間とする。（推薦委員会については、細則で定める。）

## 第7章 役員の任務

- 第13条 役員の任務は、次の通りとする。
- (1) 会長
    - イ 本会を代表し、総会および実行委員会、常任委員会を招集する。
    - ロ 各種常任委員会の正・副委員長を委嘱する。
    - ハ 実行委員会の承認を得て、臨時委員会の委員長を委嘱する。
  - (2) 副会長
    - イ 会長を補佐し、会長不在のときはその任務を代行する。
  - (3) 書記
    - イ 総会および実行委員会の議事ならびに本会の活動に関する重要事項を記録し、書類を保管する。
    - ロ 会長の指示に従って、本会の庶務を行う。
  - (4) 会計
    - イ 本会のすべての会計を処理し、会計監査を経た上、総会において決算報告をする。

## 第8章 会計監査

- 第14条 本会の会計を監査するため、2名の会計監査委員を置く。
- 第15条 会計監査委員は、年1回以上監査し、結果を総会において報告する。
- 第16条 会計監査委員は、必要に応じ随時会計監査を行うことができる。
- 第17条 会計監査委員の選出は、役員と同様に行い（第12条）任期は1年とする。再任する場合は、2期を超えてはならない。

## 第9章 総会

- 第18条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第19条 総会の定足数は、全会員の5分の1以上とする。ただし、委任状をもって出席にかえることもできる。
- 第20条 総会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第21条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
- (1) 定期総会
    - 定期総会は毎年1回原則として6月に開く。ただし、必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。
    - 6月の定期総会にて次の事項を審議する。
      - ①前年度の事業報告および決算報告の承認
      - ②年度の事業計画および予算案の承認
      - ③新役員、実行委員の紹介
      - ④その他の必要事項
  - (2) 臨時総会
    - 次の場合、会長は臨時総会を招集しなければならない。
      - イ 実行委員会が必要とみとめた場合。
      - ロ 全会員の5分の1以上の要求があった場合。
  - (3) 定期総会ならびに臨時総会は、止むを得ない理由で出席による開催が困難な際は、書面開催することができる。
  - (4) 書面開催においては、書面による回答の提出、または電磁的手段を用いた回答を以って出席とする。

## 第10章 実行委員会

- 第22条 実行委員会は、役員、各種常任委員会の正・副委員長、校長、副校長をもって構成される。
- 第23条 実行委員会は、各委員会と調整し適宜開催とし、次の事項を審議する。
- (1) 各委員会より提出された諸計画の総合調整。
  - (2) 年間収支予算案の作成。
  - (3) 総会にかける議案の作成及び手続き。
  - (4) その他必要事項の企画運営。

## 第11章 常任委員会及び臨時委員会

- 第24条 本会の活動に必要な事項について企画運営するために、次の常任委員会をおき、互いに協力し合うものとする。
- (1) 学年委員会 (2) 広報委員会 (3) 校外委員会 (4) 安全委員会
- 第25条 各常任委員会の任務は次の通りとする。
- (1) 学年委員会
    - イ 教職員、保護者、児童の親睦を図り、健康管理や教養を高めるための企画運営をする。
    - ロ その他、対外組織(学年学級・成人・保健委員)の活動に関すること。
    - ハ 必要に応じ個別支援学級からも選出される場合もある。
  - (2) 広報委員会
    - イ PTA活動について、情報の伝達、会員相互の連絡をはかるため広報を発行する。
    - ロ その他、広報委員の活動に関すること。
  - (3) 校外委員会
    - イ 教育環境の充実に地域として協力する。
    - ロ その他、校外委員の活動に関すること。
  - (4) 安全委員会
    - イ 児童の地域における生活指導(交通安全指導を含む)に協力する。
    - ロ 地域と連携して環境整備の推進に関わる活動を行う。
- 第26条 常任委員の任期は1年とし、再選を妨げない。
- 第27条 常任委員選出及び任務は細則で定める。
- 第28条 特別な事項について必要なときは、臨時委員会を設けることができる。  
(ちがさきっ子委員会については、細則にて定める。)

## 第12章 細則

- 第29条 本会の運営に関し必要な細則は、本規約に反しない限りにおいて、実行委員会の議決を経て定める。
- 第30条 実行委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告しなければならない。

## 第13章 改正

- 第31条 本規約は総会において出席者の2分の1以上の賛成によって、改正することができる。ただし、改正案は、総会開催の少なくとも一週間前には全会員に知らせておかねばならない。

### 附則

- ◎ 本規約制定 平成元年3月9日
- 一部改正 平成4年3月12日より実施する。 // 平成29年4月1日より実施する。  
// 平成5年3月11日より実施する。 // 令和4年4月1日より実施する。  
// 平成17年3月9日より実施する。  
// 平成20年2月26日より実施する。  
// 平成22年2月25日より実施する。

# 茅ヶ崎小学校 PTA 細則

## 第1章 役員・会計監査委員の選出

- 第1条 規約第10条による役員は2期の任期を終えた後、会長が承認をした者に限り、委員活動を永年免除とする。
- 第2条 規約第10条による役員、第14条に定める会計監査委員の各候補者を選出するため、役員など候補者推薦委員会（以下推薦委員会とよぶ）を置く。
- 第3条 推薦委員会は、次の委員をもって構成する。  
（1）1～5学年各2名の互選された委員。  
（2）教職員から選出された1名の委員。  
（3）役員から選出された1名の委員。
- 第4条 推薦委員会には、委員の互選により正・副委員長を置く。
- 第5条 推薦委員会は、会員の中から役員及び会計監査委員の各候補者を選出し、本人の承諾を得た後、総会または書面により会員の承認を得る。
- 第6条 推薦委員会の委員は、役員及び会計監査委員の候補者となることはできない。
- 第7条 推薦委員は、役員及び会計監査委員が決定した後解散する。
- 第8条 推薦委員は、実行委員会を見学することができる。

## 第2章 常任委員及び正・副委員長の選出

- 第9条 常任委員は、次の方法により選出する。  
（1）学年委員は、1年生は各学級から2名、2～6学年は各学年から2名を互選により選出し、お互いに連携を保ち活動する。（年度途中で学級増があった場合、各学級より欠員委員を選出する。）  
（2）校外委員は、各地区の児童数や地域状況を考慮し選出する。  
（3）広報委員は、各学年から3名を互選により選出し、お互いに連携を保ち活動する。  
（4）安全委員は、各ブロックや地域状況を考慮し、全校で16～20名互選により選出する。  
（5）各委員会の委員長・副委員長は、互選により選出され、会長が委嘱する。

## 第3章 同好会

- 第10条 本同好会は、次の定めにおき活動する。  
（1）会員の親睦を深めるための同好の会（以下、同好会「はなみずき」とよぶ）を置く。  
（2）同好会「はなみずき」は、会員の文化・スポーツの交流の場とする。

### 附則

- ◎本細則は 平成4年3月12日より実施する。
- 一部改正 平成6年9月1日より実施する。 // 平成30年4月1日より実施する。
- // 平成7年4月1日より実施する。 // 平成31年4月1日より実施する。
- // 平成9年3月6日より実施する。 // 令和2年4月1日より実施する。
- // 平成12年4月1日より実施する。 // 令和4年4月1日より実施する。
- // 平成13年4月1日より実施する。
- // 平成17年4月1日より実施する。
- // 平成22年2月25日より実施する。
- // 平成22年3月2日より実施する。
- // 平成25年4月1日より実施する。
- // 平成29年6月1日より実施する。

# 茅ヶ崎小学校 PTA 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 横浜市立茅ヶ崎小学校 PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿・会員名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

## (周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は総会資料、または文書等で理事に周知する。

## (利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

(1)会費集金、管理

(2)PTA に関する文書の送付

(3)PTA に関する名簿の作成

(4)各委員会・はなみずき同好会が主催する事業に関する連絡、案内など

## (利用目的による制限)

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第10条 個人情報の管理又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとし、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。また紙媒体については PTA 会議室の鍵付きキャビネット内で適切に保管する。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合。
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 本会は、個人情報を第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者(前条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(個人データの取り扱い)

第17条 本会は、役員・常任委員・臨時委員に対して、個人データの取り扱いに留意する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 本会の「横浜市立茅ヶ崎小学校 PTA 個人情報取扱規則」は、実行委員会の過半数の賛成があったとき改正できる。

附則

本規則は、平成29年5月9日より実施する。

〃 令和4年4月1日より実施する。

# 茅ヶ崎小学校 PTA 慶弔規定

## 第1章 目的

第1条 本規定は、横浜市立茅ヶ崎小学校 PTA 会員の親睦を図ることを目的としたものである。

## 第2章 会計

第2条 本規定の実施及び会計の責任は、PTA 実行委員会が負う。  
(1) これに要する費用は、原則として、PTA の予算内から支出する。

## 第3章 慶弔金・見舞金等

第3条 お祝い

- (1) 教職員の結婚、5000円以内で記念品。
- (2) 教職員が県及び市から表彰を受けたとき、5000円。

第4条 弔慰

- (1) 会員及び児童が死亡したとき香料として、5000円と花輪又は生花を供える。
- (2) その他、会長が必要と認めたとき。

第5条 見舞い

- (1) 会員及び児童が、病気又は「けが」で1ヶ月以上病床にあるとき、3000円。

第6条 餞別

- (1) 教職員が転退職した場合は、花束(3000円程度)を贈る。
- (2) 特別な場合については、実行委員会の協議により決定する。

## 第4章 その他の事項

第7条 本規定に掲げられない事項については、実行委員会の協議により決定する。ただし緊急の場合には、役員会で協議して決定する。この場合、後日の実行委員会で報告し了承を得るものとする。

## 第5章 改正

第8条 本規定は、実行委員会の過半数の賛成があったとき改正できる。

## 附 則

- \* 本規定は、平成元年4月1日より実施する。
- 一部改正 平成4年3月12日より実施する。
- 一部改正 平成20年4月1日より実施する。
- 一部改正 令和4年12月1日より実施する。